

「おいしい未来へ やまなし」ブランドプロモーション業務委託仕様書

1 委託業名

「おいしい未来へ やまなし」ブランドプロモーション業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日までとする。

3 事業の目的

山梨県では、恵まれた自然環境のもと、高品質な果実や野菜のほか、銘柄食肉や県オリジナルブランド魚などが生産されている。また、地球温暖化の抑制に貢献する「4パーミル・イニシアチブ」や家畜の適正な飼養管理と健康の維持に配慮した「アニマルウェルフェア」など、農業分野からSDGsの実現に向けた取り組みが実践されている。

こうした本県の農畜水産物の持つ魅力や価値を「おいしい未来へやまなし」という新たなブランドでPRしていることを消費者等に十分に周知し、「おいしい未来へ やまなし」のブランド力と認知度の向上を図るため、ウェブ上の質の高いメディアにて継続して情報発信し、年間を通じて新しい生活様式にも対応した戦略的効果的なプロモーションを実施することを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

（1）ウェブ雑誌等を通じた情報発信

- ① 受託事業者は、山梨県農畜水産物等の他、本県農業の特徴などについて、紹介文の作成、写真撮影、動画撮影などを行い、デジタルコンテンツ（以下「記事」という。）として配信するものとし、記事の配信は6回以上行うこと。
- ② 記事配信のうち、6回については、県が指定する果実専門店等実店舗でのモモやブドウ、4パーミル・イニシアチブ農産物フェア（7月～9月）や富士の介の展示会（10月）、飲食店等でのやまなしジビエイvent（11月～2月）、アニマルウェルフェア紹介イベント（時期未定）等と連動した記事を作成し配信すること。ただし、取り上げる農畜水産物等と実施時期は変更する場合がある。

- ③ 配信する記事の内容は、県産農畜水産物を「おいしい未来へ やまなし」という新たなブランドで表現しているという事実を広める内容であること。また、「おいしい未来へ やまなし」が消費者にどのような価値（優位性や独自性）を提供するものであるか記載すること。さらに、県が指定する実店舗等での販売促進活動と記事の連動を図ること。
- ④ 掲載に当たっては、実店舗での販売促進や飲食店への誘客に効果的である時期や期間を設定し、年間スケジュールを作成すること。
- ⑤ 受託事業者は、記事作成に当たっては、ターゲット層を設定し、発信効果が十分見込めるデジタル媒体を選定すること。
- ⑥ ウェブ雑誌等による各回の記事の配信については、同一媒体であるか否かは問わないものとする。
- ⑦ 受託事業者は、美しい写真や動画等の活用、読みやすい記事レイアウトなど、県産農畜水産物等の魅力が伝わる記事を作成し、情報発信すること。
- ⑧ 受託事業者は、情報発信する際は、山梨県が開設している「おいしい未来へ やまなし」のウェブサイトへの誘導（リンク）措置を講じること。
- ⑨ 記事へのリーチ数の目標及び記事から山梨県が開設している「おいしい未来へ やまなし」ウェブサイトへのアクセス数の目標を設定し（KPI）、それぞれの実績値を県の求めに応じて報告すること。
- ⑩ 受託事業者は、記事掲載先、掲載期間、入稿指定日等を山梨県及び記事掲載媒体の管理者と調整し、決定すること。
- ⑪ 受託事業者は、記事掲載媒体の管理者に対する完成入稿データの納品まで山梨県と十分に協議調整すること。
- ⑫ 受託事業者は、記事の入稿及び広告掲出料金の支払い等記事掲載に必要な業務を行うこと。
- ⑬ 記事掲載料金は、委託料に含めるものとし、記事掲載媒体の管理者又は記事掲載媒体の管理者が指定する者に支払いをすること。
- ⑭ 受託事業者は、委託業務による成果品となる完成入稿データ、取材により収集した写真や動画等の電子データをCD-R等記録媒体に格納し、山梨県に納品すること。
- ⑮ 受託事業者は、委託業務の完了後速やかに記事掲載先、掲出期間、⑨で設定したKPIの実績値等を委託契約業務完了報告書にとりまとめ、山梨県に提出すること。
- ⑯ ①～⑮に記載のない事項については県と協議し決定すること。

5 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議及び関係者への連絡調整など迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託事業者は、委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
 - ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
 - ③ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
 - ④ 業務実施責任者は、委託業務を円滑に実施できるよう管理を行うこと。
 - ⑤ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められたときは速やかに対応すること。
 - ⑥ 受託事業者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。業務実施責任者を変更するときは、事前に山梨県の承諾を得ること。
 - ⑦ 受託事業者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。業務実施責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務従事者
- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに委託業務に係る企画立案・実施業務を行うこと。
 - ② 受託事業者は、契約締結後速やかに業務従事者を選任し、氏名等を山梨県に通知すること。業務従事者を変更したときも同様とする。

6 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ② 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、「『おいしい未来へ やまなし』ブランドプロモーション業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (2) 受託事業者は、委託業務の履行に当たり契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作した記事等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として納品すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに委託業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、委託業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。